

## 第1章 計画の策定にあたって

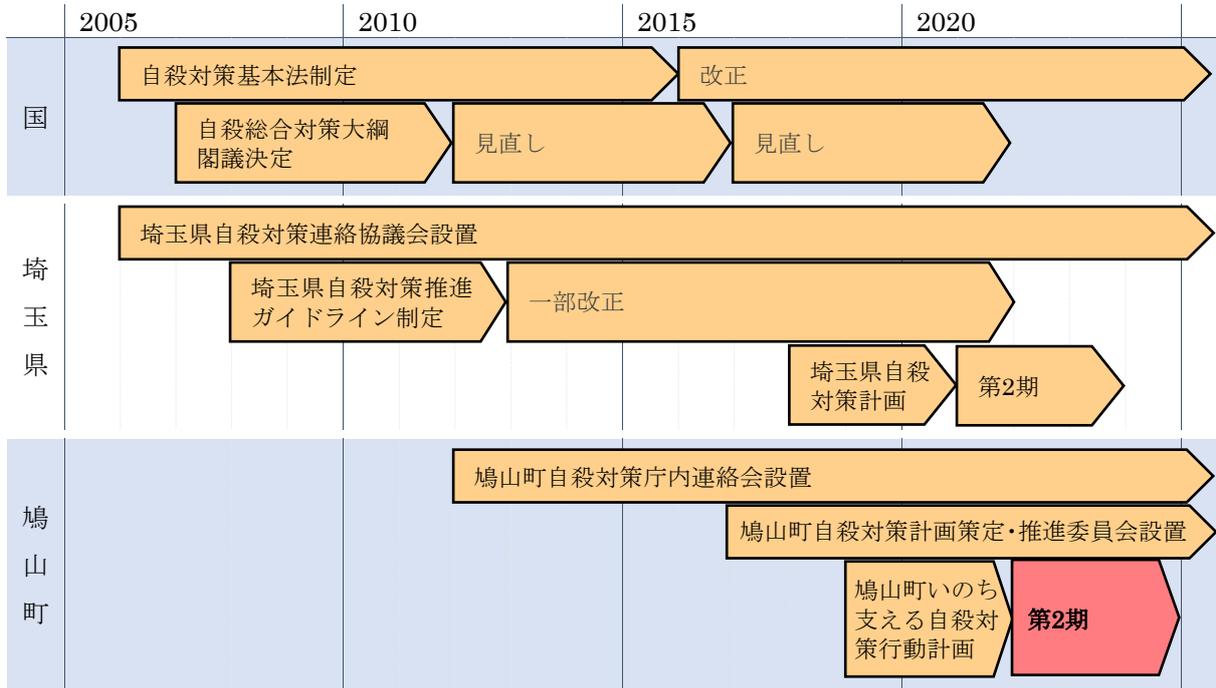
### 1 計画策定の経緯

平成10年以降、全国における自殺者数が14年連続で3万人を超える深刻な状況が続いていたことを受けて、国を挙げて自殺対策を総合的に推進するため、平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されました。基本法には、自殺対策の基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止と、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすることが盛り込まれています。また、翌19年には基本法に基づき、自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が制定され、政府が推進すべき自殺対策の指針等が示されました。それぞれの立場から取り組んだ結果、自殺対策の取組みも拡充し、その輪は大きく広がりましたが、新たな課題も生じてきたことから、平成24年に大綱の見直しが行われました。さらに、平成28年4月には基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに明記し、さらに地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けました。

鳩山町における自殺者数や自殺死亡率は特別高いという訳ではありませんが、ほぼ毎年自殺者が出ているため、平成25年3月に鳩山町役場内の関係課職員を構成員とする鳩山町自殺対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置、さらに、平成28年には「鳩山町自殺対策計画策定・推進委員会」を設置し、「鳩山町自殺対策計画（以下「町計画」という）を平成31年3月に策定しました。町計画に基づいて町の実情に応じた総合的な自殺対策を講じた結果、自殺者数は減少傾向にありますが、最終目標である「誰も自殺に追い込まれない社会の実現」に向けては、更なる自殺対策の推進が必要となります。

これまでの計画推進の状況及び近年の大規模災害や新型コロナウイルス感染症による生活への影響等を踏まえ、更なる対策強化を図るため、町計画の見直しを図り、第2期計画を策定いたします。

■自殺対策に係る国・県・町の経緯

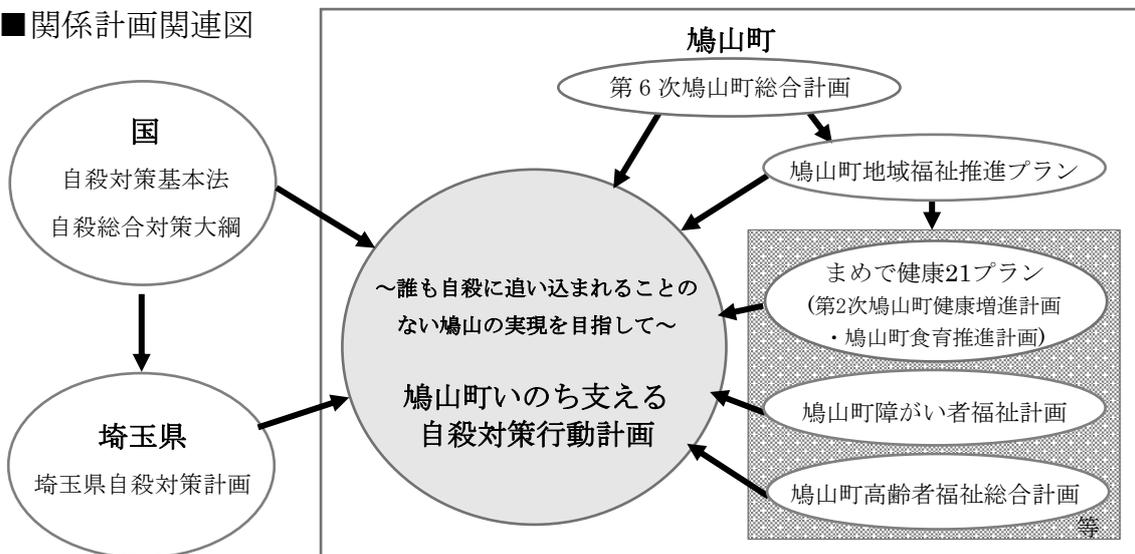


2 計画の位置づけ

町計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、鳩山町の実情に応じて自殺対策の基本的な方向や具体的な施策をまとめた計画です。

「第6次鳩山町総合計画」のほか、町の福祉関連計画や、基本法、自殺総合対策大綱及び埼玉県自殺対策計画との整合性を図りながら策定します。

■関係計画関連図



### 3 計画の推進期間

町の計画は2022年度から2024年度までの3か年計画です。

ただし、進捗状況並びに国・県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。